

岩手県教育委員会教育長
高橋 嘉行 様

2018年10月15日
日本共産党岩手県議団
齊藤 信
高田 一郎
千田美津子

遺族の要望に応えた第三者委員会の早期の設置を求める申し入れ — 県央部の県立高校バレー部員の自殺事件について —

県央部の県立高校バレー部員の自殺事件について、県議会商工文教委員会、決算特別委員会教育委員会審査で取り上げましたが、この審議を踏まえて、遺族の要望を踏まえて早期に顧問の指導と自殺の因果関係、県教委と学校の対応について調査する第三者委員会を設置するよう申し入れるものです。

県教委の調査と県議会での審議で明らかになったことは、バレー部顧問による言動が「言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧」という「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」による「暴力行為」に当たるものだという事です。県教委はこうした暴力行為を容認することなく断固として根絶する対応を取るべきです。

また、バレー部顧問は盛岡一高時代のバレー部員に対する暴言・暴力行為で訴えられ、昨年11月の盛岡地裁判決では、顧問による「教官室指導における原告に対する言動は、その対応に照らし、それ自体として原告に精神的苦痛を与えたと解するのが相当である。被告の本件教官室における言動は、原告に対する不法行為を構成する」として罰金20万円を言い渡されました。不法行為が認定され、県教委も認めたこの事件について、県教委は何らの処分も対応もしてきませんでした。再びバレー部員の自殺事件を招いたことは重大であり、県教委の対応と責任が問われています。

こうした状況を踏まえるなら、県教委の対応自身が第三者委員会で調査・検討されるべき課題です。県教委は自殺事件の当事者でもあるのです。だからこそ、第三者委員会の設置にあたっては、当事者でもある県教委が一方的に第三者委員会の構成やメンバーを決めることなく、第三者委員会設置への遺族の要望をしっかりと受け止めて、協議し、納得を得て進めるようにすべきです。また、生徒・バレー部員が大学受験等を控えていることを考慮すれば早期に第三者委員会の設置が求められます。

以下の点を踏まえて早期に第三者委員会を設置するよう申し入れます。

記

- 1、 県教委のこの間の対応自身が第三者委員会の調査の対象となることから、第三者委員会の設置にあたっては、調査項目、構成、委員選出等について、遺族の要望を踏まえて協議し、納得を得て進めること。
- 2、 できるだけ早期に第三者委員会を設置すること。

以 上